

全国保育士会感謝状贈呈規程

昭和 57 年 5 月 20 日 施行
昭和 61 年 3 月 4 日 改正
平成 10 年 5 月 11 日 改正
平成 11 年 4 月 1 日 施行
平成 22 年 3 月 24 日 改正
平成 29 年 1 月 20 日 改正
令和 2 年 1 月 15 日 改正
令和 5 年 1 月 24 日 改正

〔趣旨〕

第 1 条 全国保育士会会員として、また、認可保育所等の保育士等として永きに亘りその任にあった者に対し、本会が感謝の意を表しようとするものである。

〔方法〕

第 2 条 この規程による感謝状贈呈は毎年行うものとする。

2. 贈呈は全国保育士会がこれを行うものとする。

第 3 条 感謝状は本会会長名をもってする。

〔対象〕

第 4 条 本会会長が感謝の意を表するものは、当該年 4 月 1 日において、次の各項に定めるすべてに該当し、かつ、表彰日時点で会員である者とする。

2. 全国保育士会会員の期間が満 20 年以上の者

3. 「全国保育士会 会員に関する規程」第 2 条に定める認可保育所等に在職、または、勤務が満 20 年以上の者

〔手続〕

第 5 条 感謝状贈呈に関する検討は、会長の命によって総務部が行うものとする。

2. 総務部は都道府県・指定都市保育士会長と協議のうえとりすすめるものとする。

勤務年数等の積算方法等について

全国保育士会感謝状贈呈規程第4条第2項で規定する期間は、以下によって積算してください。

- ※ 以下（ア）～（オ）に該当する場合は、その期間中、会員であった場合は積算
できます。
- ※ なお、会員・非会員の判断は各都道府県・指定都市組織の規定によるものとします。

（ア） 認可保育所等に在籍している者

- 【例】 児童養護施設に保育士として勤務していたが、会員であった → ○
市役所の保育課に在籍していたが会員ではなかった → ×

（イ） 育児休業期間、および産前・産後休暇期間

- 【例】 育児休業を取得したが、その間も会員であった → ○
産前・産後休暇を取得したがその間は休会していた → ×

（ウ） 常勤以外（臨時・嘱託・代替保育士等）の勤務期間

- 【例】 臨時職員であったが、会員となっていた → ○
嘱託職員であったが、会員ではなかった → ×

（エ） 保育士や給食担当以外の職種での勤務期間

- 【例】 事務職員であったが、会員となっていた → ○

（オ） 複数都道府県における保育所（園）等の勤務期間

- 【例】 A県の保育所の勤務期間（15年）、B県C市の子育て支援センター勤務（7年）を通して会員であった → 22年で積算